
令和3年度事業計画

【I】策定基調

令和2年度の我が国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響により、依然として厳しい状況にあるが、閣議決定による第1次・第2次補正予算の効果も相まって持ち直しの動きが見られるが、経済水準はコロナ前を下回った状態にとどまり、回復は道半ばである。

今後については、感染拡大の防止策を講じるなかで、各種政策の効果や海外経済の改善もあって、持ち直しの動きが続くことが期待される。但し、内外の感染拡大による影響が国内経済を下振れさせるリスクに十分注意する必要がある。

政府による令和3年度の我が国経済見通しは、総合経済対策を円滑かつ着実に実施すること等により、令和3年度の実質GDP成長率は4.0%程度を見込み、年度中には経済の水準がコロナ前の水準に回帰するとしている。引き続き、感染症が内外経済を下振れさせるリスクに十分注意するとともに、金融資本市場の変動などの影響を注視する必要がある。

東北管内の経済情勢を見ると、新型コロナウイルス感染症の影響により、厳しい状況にあるが、緩やかに持ち直しつつある。

生産部門では、感染症の影響はみられるものの、電子部品・デバイスが自動車向けなどで好調となっているほか、輸送機械などに需要の回復が見られるが、雇用情勢については、新型コロナウイルス感染症の影響で厳しい動きとなっている。

東日本大震災は発生から10年が経過し壊滅的な被害を受けた殆どの沿岸地域は住宅、交通インフラなど中心に震災前の水準に復旧された。

しかし、現在も東日本大震災の余震と思われる震度6強の強い地震が発生し、福島・宮城県に大きな被害をもたらしてきた。また、地震地質学者によると巨大地震と言われる東日本大震災の余波は10年が過ぎても終わらないとの見解が示されている。

こうした状況の中、国民生活、経済のライフラインの重要な責務を担うトラック運送業界は、新型コロナウイルス感染症の対応をはじめとし、トラックドライバーの労働環境の改善に向けた「標準的な運賃の更なる浸透」に取り組むとともに、我々に課せられた公共的使命の達成とトラック事業のさらなる発展を期して活動を展開しなければならない。

このため、令和3年度においては、国の政治の安定と経済、景気の本格的回復を実現させるため力強い政策運営を強く要望する等、諸施策を積極的に推進していくこととする。

以下の10項目を重点施策と位置づけ、次の事業計画を推進する。

【重点施策】

- (1)新型コロナウイルス感染症対策等の推進
- (2)改正貨物自動車運送事業法の周知徹底及び「標準的な運賃」の浸透等による適正な運賃・料金收受の推進
- (3)「働き方改革」の実現に向けた対策の推進
- (4)高速道路料金の割引の拡充及び重要物流道路等広域道路ネットワークの整備など使いやすい道路の実現
- (5)大規模災害発生時における緊急輸送体制の確立
- (6)交通・労災事故の防止対策の推進及び環境・省エネ対策の推進
- (7)燃料費対策等の推進
- (8)人材確保対策の積極的な推進や新技術を活用した物流の効率化
- (9)自動車関係諸税の簡素化・軽減の実現
- (10)適正化事業等の推進による法令遵守の徹底

[Ⅱ] 事業計画

一. 時代の要請に応えたトラック産業の構築

1. 規制改革対策

(1) 新型コロナウイルス感染症対策等の推進

① 新型コロナウイルス感染症対策等の推進

- ・ 持続的な物流の確保を図るため、トラックにおける新型コロナウイルス感染予防対策ガイドラインの周知徹底を図る。
- ・ 今後のコロナウイルス感染状況や施策のあり方及びトラック事業の影響等諸状況を踏えつつ適切な対応を図る。

(2) 改正貨物自動車運送事業法の周知徹底及び「標準的な運賃」の浸透等による適正な運賃・料金収受の推進

① 改正貨物自動車運送事業法の周知徹底

- ・ 改正貨物自動車運送事業法については、令和6年度より、ドライバーの時間外労働の上限規制が適用される。したがって、事業者が遵守すべき事項等の周知を図るとともに、事業者の法違反の原因となる不適正な荷主企業等に情報収集を行い、荷主の深度化対策が図られるよう行政と情報の共有化を図る。

② 「標準的な運賃」の浸透等による適正な運賃・料金の収受の推進

- ・ 「標準的な運賃」の告示を踏まえ、内容や届出に係る周知を図るとともに、積極的な活用を推進するための諸施策を展開する。
- ・ 荷主等に対して「標準的な運賃」がトラック運送業界の健全な発展のために必要な制度であることを理解してもらえるような周知活動を行う。

(3) 「働き方改革」の実現に向けた対策の推進

① 長時間労働の是正及び取引環境の改善等働き方改革関連法への適切な対応

- ・ 「働き方改革の実現に向けたアクションプラン」等の活用を通じて、時間外労働の上限規制等働き方改革関連法の内容について周知し、積極的な対応を図る。
- ・ トラックドライバー等の賃金や労働時間等の実態を把握し、諸対策や要望活動等に対応する。
- ・ ドライバー職への就職希望者や荷主等の事業者を選定する際の参考となる「運転者職場環境良好度認定制度」の取得の推進を図る。

② 「改善基準告示」の見直しに向けた対応

- ・ 改善基準告示の見直しにむけて、ドライバーの労働時間の実態や運送事業者の改善基準告示への対応状況を把握する。
- ・ 東北運輸局（運輸支局）及び宮城労働局等と連携を図り、荷主企業・トラック事業者・労働団体・経団連及び商工会議所等々の理解と協力を得ながら、労働時間の改善にむけた実現可能な対応策を進める。

③ ホワイト物流推進運動など荷主との連携による生産性向上に向けた取組の実施

- ・ 「ホワイト物流」推進運動や「取引環境と長時間労働改善に向けたガイドライン」について、荷主やトラック運送業界に周知し、普及促進を図る。
- ・ 行政機関の輸送品目別懇談会に於けるガイドラインを周知するなど、荷主とトラック運送事業者との連携による生産性向上の積極的な対応を図る。
- ・ パレット化の促進及び規格統一化等について検討を進め、その対策について普及を図る。

(4)新技術を活用した物流の効率化等の推進

①自動運転・隊列走行の対応

- ・ 国の先進安全自動車（ASV）推進計画及び隊列走行実現に向けた取組みに参画し、より安全性の高い自動車運転技術の普及に取り組む。
- ・ ドライバー不足や生産性向上等に資する自動車運転・隊列走行等新技術を活用した、物流の効率化等の推進について関係機関と検討を行う。

②IT化の推進並びに情報セキュリティ対策の対応

中小トラック事業者を対象に情報化支援諸施策を実施する。

③物流DX（デジタルトランスフォーメーション）の推進

- ・ 物流DXの推進により、デジタル化・機械化をはじめ、商慣行の見直しや標準化を推進し、物流・商流データの基盤を構築する方向で検討が進められているが行政機関との情報交換等を行い適切な対応を図る。

(5)道路通行及び車両に関する制度の簡素化及び規制緩和要望の推進

- ##### ①令和2年5月の道路法改正により導入されることになっている特殊車両通行制度を早期に運用開始すること。また、道路関連データのデジタル化の促進や使い勝手のよいシステムの実現等の利便性向上策について関係先に要望する。

- ##### ②車両制限令や道路運送車両の保安基準、道路交通法施行令について、各種規制の緩和、手続きの簡素化・迅速化等について改善方策の検討を進め、関係省庁への要望活動を行う。

2. 自動車関係諸税の簡素化・軽減の実現

(1)自動車関係諸税の簡素化・軽減の実現

①自動車関係諸税（自動車重量税、自動車税、軽油引取税等）の簡素化・軽減の実現

- ・ 自動車関係諸税については、取得段階、保有段階、走行段階において多くの税金が課せられていることから、自動車関連団体と連携を図り、政府与党等に対し要望・陳情活動を積極的に展開する。また、営業用トラックに対して新たな税負担となるような議論が生じた場合は、これを阻止するための要望・陳情活動を行う。

3. 高速道路料金の割引の拡充及び重要物流道路等広域道路ネットワークの整備など使いやすい道路の実現

(1)大口・多頻度割引の実質50%以上割引への拡充

- ・ 高速道路の利用をさらに促進するため、高速道路料金の大口・多頻度割引最大50%枠の堅持及び更なる割引の拡充、長距離逓減制の割引や深夜割引の拡充等に向けて、東北トラック協会連合会の方針に基づいた要望活動を推進する。

(2)「重要物流道路」の追加指定や機能強化の推進、高速道路等ネットワークの積極的な整備推進及びミッシングリンクの解消

- #### ①大型トラックがスムーズに走行できる環境の実現に向けて、「重要物流道路」の追加指定及び指定された区間の道路整備が早期完成・供用されるよう、積極的な要望活動を実施する。
- #### ②トラック輸送ニーズに対応した、平常時・災害時を問わない安定的な輸送を確保するため、ミッシングリンクの解消や迂回可能なWネットワークの構築等、高速道路及び一般道路が連携した全国道路ネットワークの積極的な整備推進について、全国道路利用者会議等関係機関と連携を図

り積極的な要望活動を行う。

(3) 高速道路における暫定2車線の4車線化など安全対策及び渋滞対策の推進

- ・より安全に高速道路を利用し、輸送時間の短縮等高速道路の持つ効果が最大限に発揮されるよう、暫定2車線の4車線化等安全対策及び渋滞対策の推進に向けて、国交省や全国道路利用者会議等関係機関と連携を図り積極的な要望活動を行う。

(4) 駐車スペースや休憩・休息施設の整備・拡充

- ①労働関係法令の遵守及び労働環境改善の為に必要な施設として、SA・PA、道の駅における大型車両等の駐車スペースや休憩・休息施設の設置等についての要望活動を行う。
- ②さらに、ドライバーの長時間労働の抑制等、働き方改革の推進のため、中継物流拠点（コネクティブエリア）の設置個所の拡大の要望活動も実施する。

4. 燃料費対策等の推進

(1) 自家用燃料供給施設整備支援助成事業及び燃料費対策特別融資の実施

- ①全ト協が実施する自家用燃料供給施設に対する助成を推進しながら、災害時の際の緊急輸送における燃料供給として活用する。
- ②軽油等燃料費対策及び環境・省エネに対する重要性に鑑み、最新の燃料基準を達成した排ガス規制適合車等の導入及び自家用燃料供給施設等の整備に必要な設備資金融資に対する利子補給を行う。

(2) 石油製品価格動向調査の実施

- ・石油製品価格の動向を調査するとともに、石油製品及び石油製品間の需要動向や価格の変動要因について分析し、対応策を検討する。

(3) 燃料サーチャージ導入の積極的な促進

- ・「標準的な運賃」の告示において、別に定め収受することが明記されたことを踏まえ、運輸支局と連携を図り、燃料サーチャージを適正に収受できるよう更なる促進を図る。

二. 安全かつ環境にやさしいトラック輸送の実現

1. 交通安全対策事業

(1) 事故防止コンクールの開催

- ・宮城県等が主催する各種安全活動に積極的に参加するほか、協会としての「事故防止コンクール」等を実施し事故の抑止を図る。

(2) 全ト協指定総合交通教育センターの活用「ドライバー安全教育」

- ・ドライバーの安全教育として、従来からの指定研修施設での安全訓練の受講を助成する。
特に、宮城県内に設置された全ト協指定機関「総合交通教育センター（富谷・石巻）」の活用等で、より充実した安全・安心な教育を推進する。

(3) 事業用自動車総合安全プラン及び全ト協の事故防止「共通目標」等

- ①「運輸安全マネジメント」の周知と導入を促進、及び飲酒運転撲滅等トラック事業における総合「安全プラン2025」に基づく対策を実施する。
- ②特に、飲酒運転における東北管内の検挙数は年々増加傾向にある。全ト協が作成した「飲酒運転防止対策マニュアル」を活用しながら運転者に対する飲酒運転根絶意識の向上を推進する。また、交通・労働災害を未然に防止するための研修会・セミナー等の開催や参加に要する費用の一部を助成し災害防止の支援を図る。

- ③事業用トラックによる事故実態の把握と分析のため、第一当事者とする死亡事故件数を車両台数1万台当たり「1.5」以下とし、都道府県（車籍別）の共通目標とした、全ト協の事故防止の推進にも積極的に取り組む。
- ④駐車荷さばき施設の整備促進を関係団体と共同して推進する。
- ⑤事業用自動車の飲酒運転ゼロの目標を達成するため、引き続きアルコールチェッカーの導入助成を推進する。
- ⑥ドライブレコーダーをはじめとした後方視野確認装置（バックアイカメラ）・アルコールインターロックなど安全対策機器の導入については引き続き助成事業の対象とする。
- ⑦「国際海上コンテナの陸上における安全輸送ガイドライン」の周知活動と国際海上コンテナ輸送における運行の適正化及び交通事故防止の徹底を図る。
- ⑧自動車事故対策機構（NASVA）が実施する運転者適性診断の助成事業については、一般診断、初任者診断、適齢診断（65歳以上）を対象とする。
- ⑨トラックドライバーコンテスト宮城県大会の開催並びに代表選手の第53回全国大会への出場等も計画する。
- ⑩トラックステーションの管理運営については、長距離運行トラックの安全運行確保を目的とし、実態を踏まえた見直しや施設の閉鎖・売却の検討を行うなど、利用者が快適に利用できるよう、計画的な保全・運営に努める。また、施設内におけるアイドリングストップ並びにゴミ不法投棄禁止の徹底を期すなど、環境啓発活動を推進する。
- ⑪デジタル式運行記録計等の高度化に合わせ、IT機器等を活用した高度な点呼システムの普及及び適用範囲の拡大を図る。
- ⑫輸送の安全体制の確保を前提として、AIロボット等の点呼への活用等運行管理の効率化に取り組む。

2. 環境・省エネ対策の推進

(1)新・環境基本行動計画の推進

- ・「新環境基本行動計画」を踏まえ、先進環境対応車の導入の促進、車両の大型化等輸送の効率化、アイドリングストップの徹底など環境啓発活動を推進する。
- ・COP21で採択された「パリ協定」を踏まえ閣議決定された「地球温暖化対策計画」に基づく温室効果ガスの排出抑制に取り組む。

(2)環境対応車の普及及びその他支援機器

- ・環境対応車である天然ガストラック及びハイブリッドトラックの導入を促進する。
- ・EMS(エコドライブ管理システム)機器及びアイドリングストップ支援機器（エアヒーター、バッテリー式冷暖房装置等）の導入促進を図る。
- ・交通エコロジー・モビリティ財団が実施している環境負荷の少ない事業運営を図ることなどを中心とした「グリーン経営認証制度」の取得等についての助成は引き続き実施する。

3. 適正化事業対策

全国適正化事業実施機関の事業計画に沿った諸活動及び宮城県トラック協会の事業とタイアップした活動を基本に、事業所の法令遵守と事故防止及び運行管理の支援・指導を推進する

- ①巡回指導は、新規事業、総合評価が低い事業者等指導の必要性が高い事業者を念頭に優先度に応じた指導内容及び頻度で行い、法令遵守の徹底について指導・啓発を図る。そのため、貨物自動車運

送事業の法令等の研修活動も積極的に実施する。

また、霊柩事業者に対する巡回指導については、5 両以下の事業者についても個別指導を実施することで、法令遵守意識と事業運営のレベルアップに努める。

- ②関係行政機関と連携し、速報制度並びに新規参入事業者に対する新規巡回指導及び労基特別巡回指導等への的確な対応を図る。また、巡回指導を通じて、働き方改革関連法の周知を図るとともに、改正貨物自動車運送事業法の遵守の徹底を図る。
- ③事故防止、安全対策等に関する指導内容の充実強化と、運行管理者等を対象とする啓発活動を実施する。
- ④危険運転、違法駐車、運転マナー違反等の注意喚起（リーフレット配布）
- ⑤社会保険等の未加入事業者に対する指導の強化等、事業者のコンプライアンス確立に向けた指導、社会保険制度に関する法的義務の周知徹底、啓発活動の推進を図る。また、悪質性の高い違反項目に係る速報制度を円滑に推進する等、運輸支局との連携の更なる強化に努める。
- ⑥安全性評価事業（G マーク制度）の積極的な推進及び内外に対する広報啓発活動の展開を実施する。新規取得促進を図るため、「G マーク制度申請受付期間」前に、申請研修会等を開催しながら申請件数及び認定率の向上に努める。
 - ・ 荷主に対する G マークの安全優位性の啓発、G マーク取得事業者の保険料の引下げなどのインセンティブの拡充に努める。
 - ・ 安全性優良認定事業所（G マーク事業者）に対する協会独自の認定・表彰の実施
 - ・ G マークステッカーの「有効期限切れ」や廃車時の剥離の徹底等、ステッカーの適正な管理を推進する。
- ⑦巡回指導時におけるアルコール検知器性能の確認
- ⑧街頭パトロール強化・過積載防止対策について
 - ・ 過積載防止パンフレットによる啓蒙活動（街頭検査・講習会等）
 - ・ 巡回指導時における街頭パトロールの強化を図る（G マークステッカーの有効期限切れ、事業者名車体未表示、スピード超過、不正改造車等）
- ⑨巡回指導指針、マニュアル改正に対応した巡回指導の実施
 - ・ 公正かつ厳正な調査と適切な改善への指導

4. 緊急輸送対策（大規模災害発生時における緊急輸送体制の確立）

- ①「緊急・救援輸送業務実施要綱」に基づき、各支部と連携した輸送体制の確立を図る。

さらに、緊急物資の円滑化には倉庫協会との協力体制が重要である。
- ②地方自治体主催の緊急・救援物資輸送訓練に積極的に参加する。

また、災害時の緊急輸送が円滑に実施されるよう、本部・支部の連絡・協力体制等の情報連絡網については、緊急輸送対策委員会等で都度、整備を図る。
- ③「緊急物資の輸送に関する協定書」の整備。

宮城県・仙台市（政令指定都市）及び県内全市町村と締結が完了した。

今後は、「緊急輸送協定」に基づいた、緊急時を想定してより具体的な緊急マニュアル等の作成に努める。
- ④ライフラインとしての営業用トラックに対する緊急時の道路通行、及び燃料の安定供給等について全ト協と連携しながら要望活動を実施する。

- ⑤災害発生時や復興時においてトラック輸送に必要となる諸手続きの簡素化、ダンプトラックやタンクローリー等の緊急時の輸送体制のあり方について検討する。
- ⑥大規模災害発生時における広域的な物資輸送体制の確立を図るため、全ト協及び各県ト協と連携し、基礎知識の習得の場を設定するなどにより、物流専門家の育成を推進する。
- ⑦東北地方において大規模災害等が発生した場合、相互応援を円滑に遂行するため、六県による「協定書」の締結が完了した。今後は作業部会等を立ち上げ、マニュアル等の作成に努める。

三. 魅力ある事業の確立と社会的地位向上のための施策の推進

1. 経営改善対策

- ①経営改善への取り組みを支援するため、総合的な経営診断および経営に係る諸制度・施策についての講習会を開催する。(原価計算活用セミナー基礎編・原価計算活用セミナー実践編)、(個別企業診断、経営診断事業)、(人材確保セミナー)など。
- ②コンプライアンス違反の防止や事業運営に必要な実務に関する講習会、研修会を積極的に開催する。
- ③荷主企業に適正運賃の理解と協力を得るため、荷主懇談会・セミナーを開催する。
- ④トラック事業近代化設備に対し、融資の斡旋並びにその融資に対する利子補給を行う。
- ⑤中小トラック運送事業者並びに事業協同組合等による輸送効率向上とIT化を促進するため「WebKIT」事業の一層の効率化等を進める。

2. 情報化対策

- ・業務の効率化の一助として、業界におけるIT化を推進するため、主に中小トラック運送事業者を対象とした情報化支援諸施策について全ト協と連携しながら取り組む。
- ・ITS(高度道路交通システム)による高度物流の実現に向けて、国やITS関係機関との連携のもと、開発動向を把握、先進事例等の情報収集に努める。
- ・全ト協との情報の共有化の推進

3. 人材育成(研修)対策

- ①管理者研修会・事務職研修会を適切に開催する。
- ②運行管理者試験受験講座、特別課題研修会等、各種の講習会を開催する。
- ③中小企業大学校短期講座の受講促進。
- ④運転者等、安全教育訓練を積極的に支援する。
- ⑤青年部会の本部・支部の一体化運営と部員の組織拡大に努め、研修会・社会貢献活動等を推進する。
- ⑥青年経営者の研鑽事業について支援する。
- ⑦女性部会については、女性の業界での職業生活における活躍を推進するため、全ト協及び各都道府県の女性部会と協調しながら目的達成向けに取り組む。

4. 労働対策

- ①労災事故の撲滅に向け、安全衛生管理の徹底と「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」の周知・徹底を図る。
- ②労働力確保のための労働環境の改善及び整備を図る。具体的には若年者、女性、高齢者の採用等少子高齢化に対応した労働力の確保を推進する。

- ・若年労働力不足の対処策として、高齢者活用のための高齢者雇用推進の手引きなどを活用した、普及活動に努める等、業界の果たす役割について積極的な情報を発信しながら新卒者採用の取組についても検討する。
- ③外国人労働者の活用に向けた対応策の検討
- ・外国人労働者の活用に向け、運転に加え荷役、検品等専門性の高い作業を包含した一連の作業を総合的に考慮した業務として技能実習2号移行対象職種となるよう要望する。
- ④運転免許制度等に係る諸課題への対応策の検討
- ・運転免許制度を含めたトラック運送業界における人材確保に係る課題について対応を検討し、女性や次世代を担う若手労働者層、ドライバー未経験者等の求職者に対し、トラック運送業界の社会的役割等を積極的にPRし、職業としての魅力をアピールする。
 - ・改正道路交通法に盛り込まれた19歳でも大型免許等の取得が可能となる特例教育制度の早期施行と併せ、AT限定運転免許制度に関し、普通車以外の車種へのAT限定免許範囲の拡大について適切に対応する。
- ⑤「人材確保対策の積極的な推進」
- 高校新卒者等の採用促進のためのインターンシップを含む総合的な対策の策定及び実施
 - ・インターンシップ登録サイトの充実、インターンシップ実施事業者への支援を図るとともに高等学校等へのインターンシップ活用の周知を行い、高校生等に対する業界への採用の促進を図る。
 - ・準中型免許取得、5トン限定準中型免許解除に係る費用に対する支援を行い、若年ドライバーの確保を図る。
- ⑥トラック運送事業者のための「健康起因事故防止マニュアル」を活用した事故防止対策を推進するとともに、運転者に対する定期健康診断費用の一部助成、並びに睡眠時無呼吸症候群(SAS)のスクリーニング検査や入院検査の費用についても助成を実施する。
- また、運転手の脳の病気による事故発生を未然に防止するため、検査費(脳ドック)の一部助成についても引き続き実施する。さらに、全ト協が助成する血圧測定器(血圧計)の導入等についても、ドライバーの生活習慣病予防対策、加えてメンタルヘルス対策も推進する。
- ⑦「過労死予防対策の推進」
- ・「過労死等防止計画」の具体的な行動計画に基づき、関係者が一丸となって過労死等防止対策を推進する。
 - ・セミナーや、啓発資料等を通じ、過労死防止に向けた意識の高揚を図るとともに、対策の普及・促進を図る。
- ⑧中型・大型・準中型運転免許取得の一部助成に加え、年齢制限の見直し及び新規に大型けん引資格についても助成の対象とする。
- ⑨陸災防が実施するフォークリフト運転技能講習受講料の一部助成事業を実施する。
- なお、具体的な取扱い等は「フォークリフト運転技能講習助成金交付要綱」に基づく。
- ⑩トラック運送事業の実情等について、メディアを活用して積極的に広報する。改善基準告示の遵守、労働関係法令(労基法、労働者派遣法等)及び最低賃金の見直しへの対応を図る。

5. 引越事業者優良認定制度の推進と消費者サービス向上に向けた支援

- ①引越事業者優良認定制度の普及促進を図るとともに、一般消費者の認知度を向上させるための積極的な周知活動を行う。また、認定事業者のサービス品質の向上を図るため、お客様対応責任者研修

について、相談内容をフィードバックするなど更なる充実を図り、相談件数の減少に努める。

- ②引越講習（基本講習・管理者講習）を引き続き開催し、標準運送引越約款や関係法令等、引越管理者として必要な知識の周知徹底を図る。

また、東北トラック協会連合会所属の県ト協からも、認定講師等の育成に努める。

- ③引越繁忙期においてもサービスレベルや輸送品質を保持するため、法人も含め幅広く分散引越の周知活動を推進する。

6. 広報対策事業

- ①トラック運送事業の実情等について、メディアを活用して積極的に広報する。

また、「トラックの日フェア」については、10月に開催する予定であるが、場所及びイベント内容が常態化している。令和3年度については、青年部会・女性部会が中心になり、協会施設内での開催も含めて検討する。

- ②トラック運送事業の正しい理解促進と社会との共生のため、テレビ・ラジオ等を活用した、業界の役割理解促進及びイメージアップと安全運転並びに省エネ運転を啓蒙する。

ラジオでは「交通事故防止」と「環境対策」等、労働者確保対策に向けては、若年者等が集う駅構内の大型ビジョン、更に、運転免許センターや駅構内にはポスター等を掲示し強く啓蒙を進める。テレビについては、業界イメージ向上を強く意識しながら、全ト協が制作したCM素材の放映を行う。

- ③「トラック協会報（年3回）」「ホームページ（都度）」を充実し、また、アイ・ファックス利用をはじめ手段・方法を工夫して、会員事業者への情報提供を適時・適切に行う。

7. 各種委員会・協議会並びに事務局組織の活性化

- ・諸課題に適切に対応しながら、諸会議の効率化・活性化を図る。
- ・重複する事業の整理、再編等の検討を行う。
- ・新卒職員の採用を進めるとともに、本部・支部間の人事異動を積極的に展開する。